

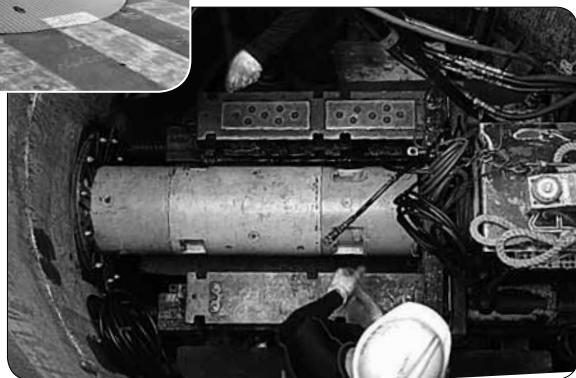
皆さんこんにちは。今回もやってきました「なぜなに？げすいど」。

今回も皆さんが思う疑問についてお答えしたいと思います。

さて、今回は「下水道工事」についてご紹介します。最近、道路では工事が多く、皆さまに大変ご迷惑をおかけしていますが、これらの工事の中には下水道管を布設する工事が行われている場合があります。下水道管は、自然の勾



縦穴を覆っている「覆工板」④と縦穴の中で行われている推進工法の様子⑤



配で流すため（自然流下）、場所や条件によって工事方法を変えています。この工事で掘られた後は、埋戻し、仮舗装を行い、車両通行等により沈下が収まるのを確認し、本舗装をしています。

下水道の工事方法をご説明しますと、下水道を造る場合は、大きく分けて、開削工法と推進工法の2つの方法があります。開削工法とは、管を布設する範囲の地面を掘り、下水管を布設する方法で、高さを測りながら管を布設していきます。

推進工法とは、大きな縦穴を掘り、縦穴と縦穴をトンネルで繋げる方法で、主に深すぎて開削工法でできない場所や河川の横断等に使用される工法です。工事期間中で、夜間等の時間は縦穴を覆工板と呼ばれる鉄の板で蓋をし、交通規制を解除するため車両通行が可能となりますが、仮の蓋なので、勢いよく乗ると滑ったり、騒音が発生したりしますので、注意してください。この工事で地中を通す下水管は直径20cm程度ですが、都市部では、同じ推進工法でも深さ40m、直径6mものトンネルを掘ることもあるそうです。地下鉄建設や洪水対策など目的、用途の違いはありますが、都市部の規模はすごいですね。

工事について、疑問や質問がありましたら、役場下水道課までお問い合わせください。

■問い合わせ

下水道課（下水道班）

☎0820（79）1014

## 下水道整備工事を行っています

現在、久賀・大島処理区の下水道整備工事を行っています。

この工事は、久賀・棕野・三蒲・小松地区の図で示した範囲に下水道を整備するための工事です。工事に伴い、各地区の道路で通行止めや片側交互通行等の交通規制を行います。

また、該当地区内では測量を行ったり、各家庭に必要な公共ますの設置について、役場職員または業者が説明のため訪問させていただくことがあります。

皆さまには大変ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願いします。

なお、訪問する業者については、身分証明書を携帯しています。



■問い合わせ

下水道課（下水道班）☎0820（79）1014